

日本顕微鏡歯科学会 サテライトセミナー運営等に関する規則

(平成 26 年 4 月 1 日制定)

(目 的)

第1条 この規則は、日本顕微鏡歯科学会(以下「本会」という。)規約第3章6に基づき、本会が行う事業の一つであるサテライトセミナー運営に関する基準を定め、円滑な運営に資するとともに諸費用の適正な支出を図ることを目的とする。

(運営方法)

第2条 本セミナーは、国民が信頼できる治療を平等に受けられるように会員数の増加を目的とする。開催地を選定するに当たり公平性をもたせるために、都道府県別 50 万人当たりの会員数の少ない県の中から行い、運営基準は以下のとおりとする。

- (1) 開催地の決定は原則を遵守して渉外広報委員会が行う。
- (2) 開催は半日程度とし、最低年1回行う。
- (3) 講師は2名とし、渉外広報委員会が役員、指導医、認定医の中から指名する。
- (4) 会費は非会員 5,000 円、会員無料とし、本会の収入とする。
- (5) 講師料は 50,000 円とし、本会が支給する。
- (6) 講師等の交通費は旅費等支給規則に準じて本会が支給する。
- (7) 講師等の宿泊費は渉外広報委員会が必要と認めた場合に旅費等支給規則に準じて本会が支給する。
- (8) 本セミナーは地元の歯科材料店と協力して行い、会場費、出展料については協議する。

(改 廃)

第3条 この規則を改廃する場合は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。